旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）	第十二条の二十第一項及び第十二条の二十四（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）
船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）	第二十三条第六項及び第三十九条第三項
通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）	第三十四条第四項
（略）	（略）
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）	第三十七条の六第三項（第四十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第一項及び第百条の二十七

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）	第十二条の二十第一項及び第十二条の二十四
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）
船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）	第二十三条第六項及び第三十九条第三項
（略）	（略）
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）	第三十七条の六第三項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第三項及び第百条の二十七